

川崎市障害者（児）補装具費支給事務実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条に基づく、補装具費の支給事務手続きについては、法、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について」（平成30年3月23日付、障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「取扱指針」という。）及び「補装具費支給事務取扱要領」の制定について」（平成30年3月23日付、障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。

（定 義）

第3条 この要綱において「補装具」とは、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として給付されるものをいう。

（対象者）

第4条 この要綱の対象者は、障害の状況からみて、補装具の購入又は修理を必要と認められる身体障害者・児又は当該身体障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）とする。

（申請の受付）

第5条 補装具費の適用を受けようとするものは、川崎市補装具費（購入・修理・借受）支給兼受領委任払い承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付し、区長へ申請しなければならない。区長は補装具費の支給に係る申請を受けた場合には、調査書（様式第2号）を作成するものとする。

（1） 医学的意見書（様式第3号）

（2） 見積書

（3） 申請した月の属する年度（ただし、申請した月が4月から6月までの場合は前年度）の市民税の課税状況が把握できる書類

また、取扱指針における特例補装具費の支給を申請する場合は、現在の状況の確認できる書類を併せて提出することとする。

（判 定）

第6条 総合リハビリテーション推進センター（以下「推進センター」という。）の医学的判定を要する補装具については、判定依頼書（様式第4号）による判定依頼をしなければならない。

2 推進センター所長は前項の規定による判定依頼を受けた場合には、書類、来所又は巡回の

いずれかの方法により判定を行うものとする。また、特例補装具の判定依頼を受けた場合には、必要に応じて申請者及び関係機関等に対して必要な調査を行った上で、川崎市身体障害者（児）特例補装具審査会設置運営要綱第2条に規定する審査会に諮り、その審議結果に基づいて判定を行うものとする。

3 推進センター所長は前項の規定による判定を行った場合には、判定結果を区長へ送付しなければならない。

（決 定）

第7条 区長は、補装具費の支給を決定したとき及び予め第10条の規定により予め市と代理受領の契約を締結した補装具業者が納入することとを決定したとき、その結果を補装具費支給決定通知書（様式第5号）及び補装具費委任払承認決定通知書（様式第6号）により、補装具費支給対象障害者等に通知するものとする。併せて補装具業者へ補装具費支給券（様式第7号のうち該当するもの）を送付することとする。また、申請を却下することを決定した場合には、補装具費支給却下通知書（様式第8号）を通知するものとする。

（契 約）

第8条 補装具費支給対象障害者等は、前条により補装具費委任払承認決定通知書を受けたときは、前条で決定された補装具業者に補装具費委任払承認決定通知書（様式第6号）を提示し、契約を結んだうえで補装具の購入、修理又は借受を行なうこととする。

（納 品）

第9条 補装具業者は、当該補装具の製作及び修理が完了した旨、補装具費支給対象障害者等に連絡し、推進センターの専門的適合検査を経た上で補装具費支給対象障害者等へ当該補装具を納品しなければならない。

（代理受領の契約等）

第10条 本市は補装具業者へ補装具給付対象障害者等の補装具費を直接支払うことによる代理受領方式で行うものとし、代理受領により補装具業者が支払いを受けるためには、事前に補装具業者と本市の間で「川崎市補装具費委任払い制度に関する契約書」（様式第9号）に基づき、契約を締結していなくてはならない。

2 補装具業者は、当該補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券（様式第7号）に記載された利用者負担額について支払いを受け、領収書を発行することとする。

3 補装具業者は、代理受領に係る補装具費請求書に、代理受領に係る補装具費委任状（様式第10号）と補装具費支給券（様式第7号）、契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の書類を審査のうえ、支払いを行なうこととする。

5 この要綱に基づく代理受領を行うことができる補装具業者は市長が登録し、管理を行うものとする。

（所得区分）

第11条 補装具費については、補装具費支給対象障害者等の属する世帯の収入等に応じ区分（以下「所得区分」という。）を設け、所得区分ごとに利用者負担上限月額を設けることとする。

なお、世帯の範囲は補装具費の支給対象者が18歳以上の身体障害者である場合は当該身体障害者及び配偶者とし、18歳未満の身体障害児である場合は当該身体障害児を含む同一世帯全体とする。

また、本条文中の市民税については、申請した月の属する年度（ただし、申請した月が4月

から6月までの場合は前年度)のものとする。

2 所得区分及びそれぞれの負担上限月額は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|----------|--------|---------|
| (1) | 生活保護 | 負担上限月額 | 0円 |
| (2) | 市民税非課税 | 負担上限月額 | 0円 |
| (3) | 中間所得層1 | 負担上限月額 | 5,000円 |
| (4) | 中間所得層2 | 負担上限月額 | 10,000円 |
| (5) | 一定所得層1 | 負担上限月額 | 20,000円 |
| (6) | 一定所得層2—1 | 全額自己負担 | |
| (7) | 一定所得層2—2 | 負担上限月額 | 37,200円 |

3 前項の所得区分のうち第1号の対象は、補装具費支給対象障害者等の属する世帯が生活保護世帯である場合であるものとする。

4 第2項の所得区分のうち第2号の対象は、補装具費支給対象障害者等の属する世帯が市民税非課税世帯である場合であるものとする。

5 第2項の所得区分のうち第3号の対象は、補装具費支給対象障害者等の属する世帯の最多納税者の市民税額(所得割)が3万3千円未満の場合であって、かつ、所得区分が①生活保護、②市民税非課税の対象ではない場合であるものとする。

6 第2項の所得区分のうち第4号の対象は、補装具費支給対象障害者等の属する世帯の最多納税者の市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満の場合であるものとする。

7 第2項の所得区分のうち第5号の対象は、補装具費支給対象障害者等の属する世帯の最多納税者の市民税額(所得割)が23万5千円以上46万円未満の場合であるものとする。

8 第2項の所得区分のうち第6号の対象は、18歳以上の補装具の購入又は修理を必要と認められる身体障害者及び配偶者の市民税額(所得割)が46万円以上の場合であるものとする。

9 第2項の所得区分のうち第7号の対象は、18歳未満の補装具の購入又は修理を必要と認められる身体障害児の属する世帯の最多納税者の市民税額(所得割)が46万円以上の場合であるものとする。

10 災害その他特別の事情があることにより市が補装具費の支給に要する自己負担額を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等の受ける補装具費の支給については、法第31条及び「災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取り扱いについて」(平成19年3月27日付障発第0327004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、減額・免除の手続きについては「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」(平成18年川崎市規則第61号)第13条を準用する。

(指導、調査等)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、補装具費支給対象障害者等又は補装具業者に対して、指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、又は説明を求めることができる。

(不正利得の徴収等)

第13条 区長は、補装具費支給対象障害者等又は補装具業者が、偽りその他不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令、通達、条例、規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 この要綱による補装具費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。